



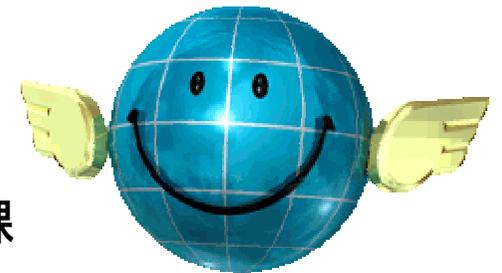
市民の思いが反映され、持続的に発展する自治のまち

みんなが主役のまちづくり

～「(仮称)新潟市自治基本条例」の制定～



新潟市政策推進室市政創造推進課





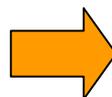
自治ってな～に？



日本国憲法では地方自治の本旨といっている？

住民自治

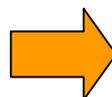
住民自らが自らの地域のことを考え、
自らの手で治めていくこと



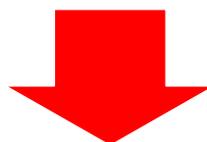
「まちづくりの主役は私たち
それが**住民自治**」ということ

団体自治

地域のことは、地方公共団体が自主性・
自立性をもって、自らの判断と責任の下
に地域の実情に沿った行政を行っていく
こと



「市役所は、自らの判断と
責任で自治を進める**地方
政府**」ということ



自治 = 市民と市役所とが協働して住みよいまちづくりを行うこと

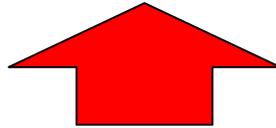
「自治基本条例」とは？



「市民主体の市政を行う上で
基本的なルールをつくらう」という試みです。



市民自治の基本ルール = 自治基本条例



市民自治の
考え方

市民の権利
と責務

市の役割と
責務

市民参画・
市民協働の
ルールづくり



市民自治の主役 = 市民



自治基本条例の内容，構成

自治体らしさの反映

自治基本条例とは

住民自治と団体自治の確立を目指した，自治の基本を定めた最高規範としての条例

住民自治の確立

- ・市民の権利保障
- ・市民参加の促進
- ・市民活動の支援
- ・議会に関する機能
- ・市民の権利救済

団体自治の確立

- ・政策方針の明示・明確化
- ・自治体組織の自己革新

自治体の最高法規

- ・最高法規性の担保
- ・政策の総合化の実現

(前文)

第1章 総則(目的, 定義等)

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

第2節 議会

第3節 執行機関

第3章 市政運営

第1節 基本原則

第2節 参加と協働のしくみ

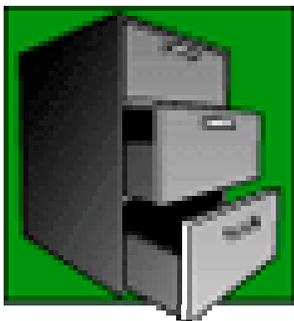
第3節 市政運営のしくみ

第4章 市民の権利利益の保護

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

第6章 最高法規性

附則



他の都市の状況は？

「40を超える都市で基本条例があります。」

初めて自治基本条例を制定したのは？

ニセコ町まちづくり基本条例（平成12年度に制定）

現在までの制定状況は？

政令市 3市（川崎市，静岡市，札幌市）

中核市 1市（豊田市）

その他の市 41の市・区で制定済み

県内では…

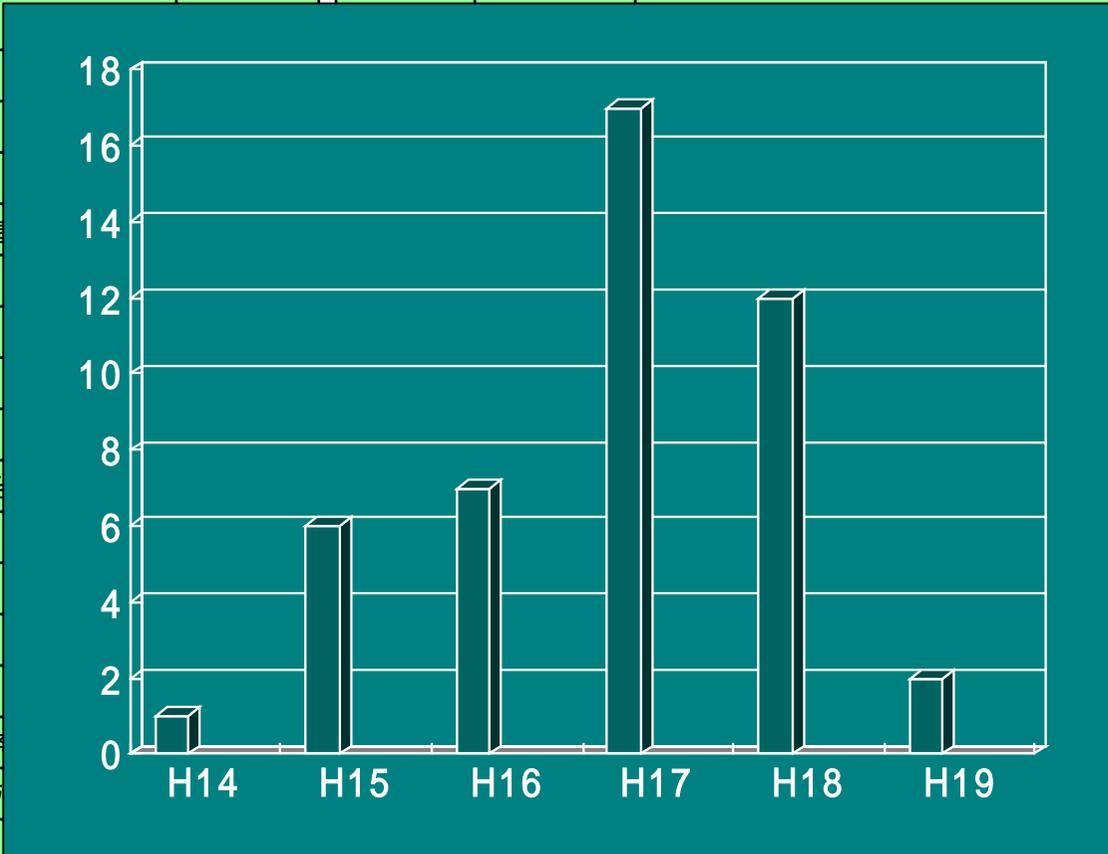
制定済み	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例(平成15年度)
制定中	上越市，新発田市

自治基本条例等の制定状況（市・区）一覧（H18.10月1日現在）

区分	都市名	条 例 名	施行 年月	区分	都市名	条 例 名	施行 年月
政令市	川崎市	自治基本条例	H17.4	市・区	大和市	自治基本条例	H17.4
	静岡市	自治基本条例	H17.4		知立市	まちづくり基本条例	H17.4
	札幌市	自治基本条例	H19.4		さぬき市	まちづくり基本条例	H17.4
中核市	豊田市	まちづくり基本条例	H17.10		秩父市	まちづくり基本条例	H17.5
市・区	宝塚市	まちづくり基本条例	H14.4		岸和田市	自治基本条例	H17.8
	清瀬市	まちづくり基本条例	H15.4		四日市市	市民自治基本条例	H17.9
	羽咋市	まちづくり基本条例	H15.4		善通寺市	自治基本条例	H17.10
	杉並区	自治基本条例	H15.5		登別市	まちづくり基本条例	H17.12
	柏崎市	市民参加のまちづくり基本条例	H15.10		名張市	自治基本条例	H18.1
	伊丹市	まちづくり基本条例	H15.10		長井市	まちづくり基本条例	H18.4
	東海市	まちづくり基本条例	H15.12		太田市	まちづくり基本条例	H18.4
	富士見市	自治基本条例	H16.4		豊島区	自治の推進に関する基本条例	H18.4
	多摩市	自治基本条例	H16.8		加賀市	まちづくり基本条例	H18.4
	草加市	みんなでまちづくり自治基本条例	H16.10		池田市	まちづくり条例	H18.4
	伊賀市	自治基本条例	H16.12		大東市	自治基本条例	H18.4
	久喜市	自治基本条例	H17.3.		三次市	まち・ゆめ基本条例	H18.4
	越前市	自治基本条例	H17.3		米原市	自治基本条例	H18.9
	新見市	まちづくり基本条例	H17.3		平塚市	自治基本条例	H18.10
	八戸市	協働のまちづくり基本条例	H17.4		篠山市	自治基本条例	H18.10
	文京区	「文の京」自治基本条例	H17.4		丸亀市	自治基本条例	H18.10
	中野区	自治基本条例	H17.4	吹田市	自治基本条例	H19.1	
	足立区	自治基本条例	H17.4	飯田市	自治基本条例	H19.4	
	三鷹市	自治基本条例	H17.4				

自治基本条例等の制定状況（市・区）一覧（H18.10月1日現在）

区分	都市名	条 例 名	施行年月	区分	都市名	条 例 名	施行年月
政令市	川崎市	自治基本条例	H17.4	市・区	大和市	自治基本条例	H17.4
	静岡市	自治基本条例	H17.4		知立市	まちづくり基本条例	H17.4
	札幌市	自治基本条例	H19.4		さぬき市	まちづくり基本条例	H17.4
中核市	豊田市	まちづくり基本条例	H17.10		秩父市	まちづくり基本条例	H17.5
	宝塚市	まちづくり基本条例					
	清瀬市	まちづくり基本条例					
	羽咋市	まちづくり基本条例					
	杉並区	自治基本条例					
	柏崎市	市民参加のまちづくり基					
	伊丹市	まちづくり基本条例					
	東海市	まちづくり基本条例					
	富士見市	自治基本条例					
	多摩市	自治基本条例					
	草加市	みんなでまちづくり自治					
	伊賀市	自治基本条例					
	久喜市	自治基本条例					
	越前市	自治基本条例					
	新見市	まちづくり基本条例					
	八戸市	協働のまちづくり基本条					
	文京区	「文の京」自治基本条例					
	中野区	自治基本条例					
	足立区	自治基本条例	H17.4		飯田市	自治基本条例	H19.4
	三鷹市	自治基本条例	H17.4				



今、なぜ自治基本条例なの？



その他にも2つの
社会的背景が

分権型政令市の骨格を明示し、市民と共有

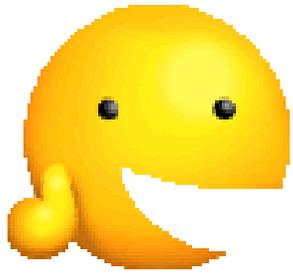
- ・ 合併協議で合意された分権型政令市の実現のために、本市の目指す市民自治や自治体経営の基本理念、原則を明示するとともに、それを市民と共有することが必要

地方分権の推進

- ・ 「地方分権一括法の制定」や「三位一体改革」
- ・ 自治体は、国の下請け機関から、国と対等の「自治体政府」へ新潟市の主体性をもって、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための枠組みが必要

社会環境の変化

- ・ ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化
- ・ 防災や少子高齢化による社会的課題の発生
多様な住民ニーズに、今までの仕組みでは対応が困難
- ・ 市民の満足度を高める新たな仕組みが必要
「協働のまちづくり」による住民自治の充実



市民自治の確立へ……



これまでの自治基本条例制定に向けた取り組み

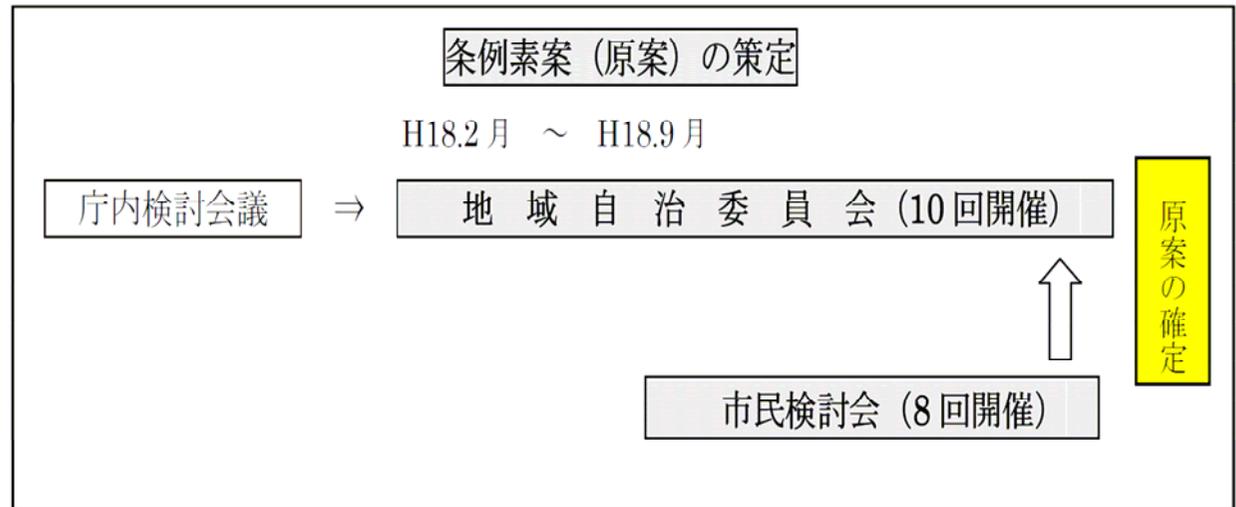
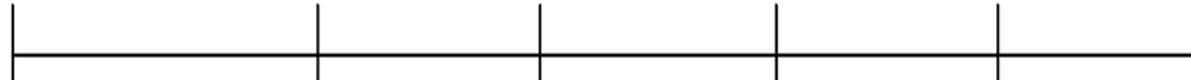
- 【原案の検討】**
- 地域自治委員会で検討
 - 市民検討会から提言



原案の確定

H18年

2月 ~ 6月 7月 8月 9月



検討に当たっての考え方

(1) 条例制定権について

自治基本条例に盛り込むべき事項は、憲法及び地方自治法に定める条例制定権の範囲を逸脱することはできない。

(2) 枠組みの基本的考え方

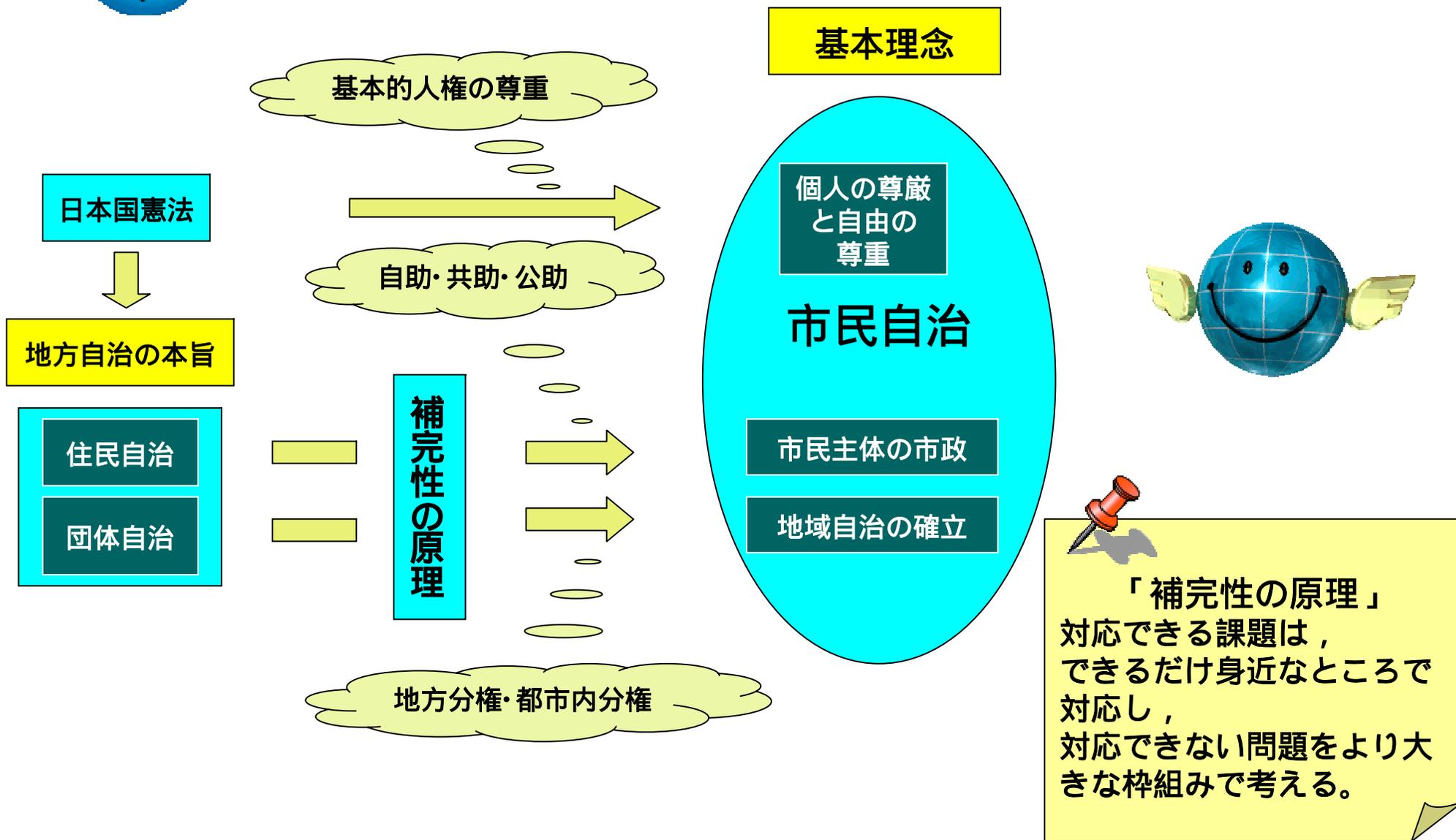
市がこれまで制定した条例、市の執行機関の規則、要綱などに基づき実施してきた自治運営のしくみや市民参加制度の根拠・拠り所をこの条例で明確にするとともに、新たなしくみや制度を含めて体系化し、市民が一望・一覧できるようにすること

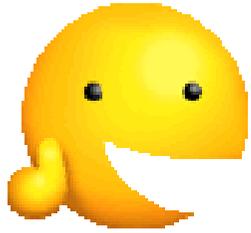
(3) 法律で規定している事項等の扱い

地方自治に関し、日本国憲法及び地方自治法等の法律で規定している事項については、原則、自治基本条例では規定しない。ただし、条例の体系上又はその規定がないと市民の理解が困難な場合には、確認的に規定する。

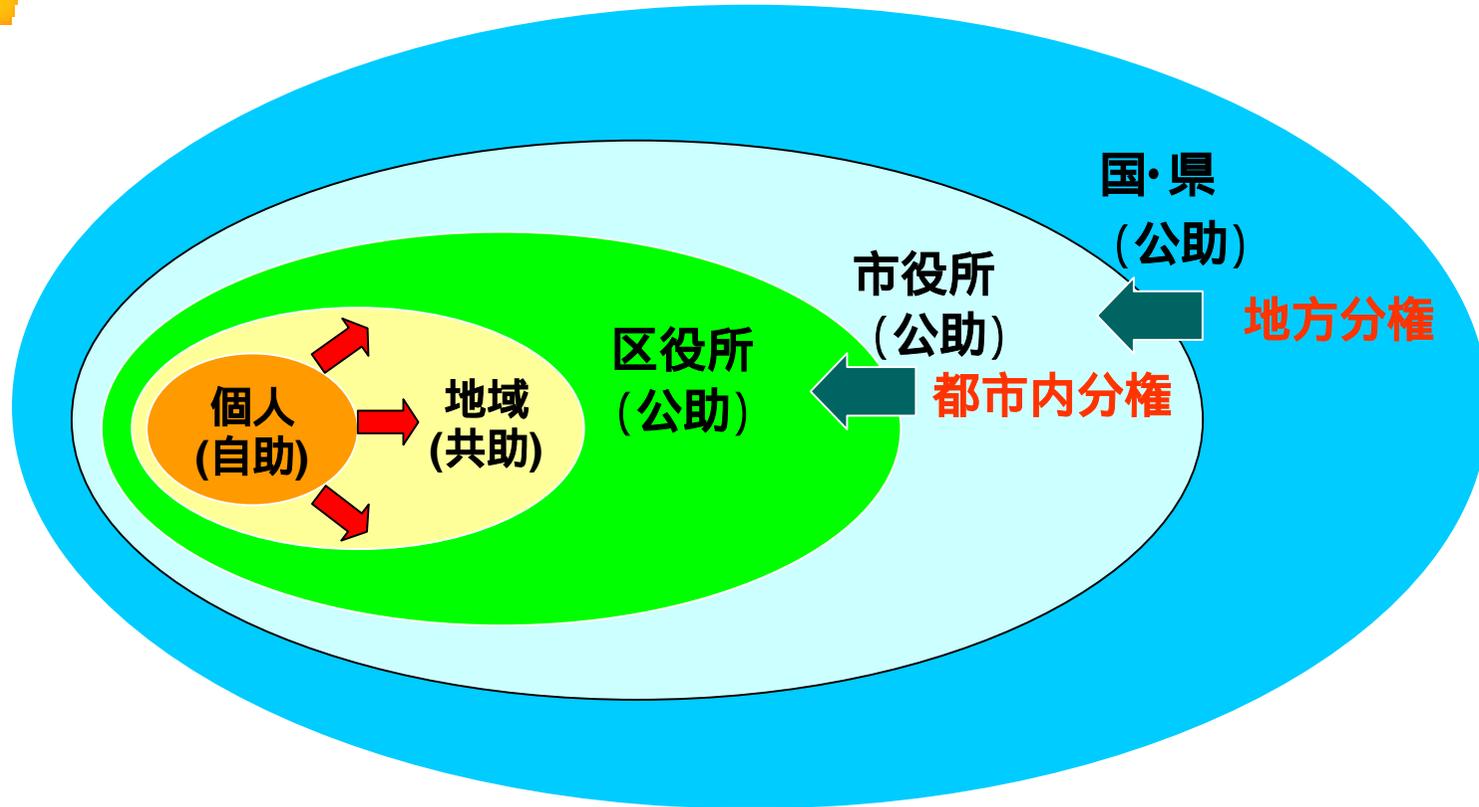


目指す「市民自治」の基本的考え方は？





補完性の原理をもう少し詳しく

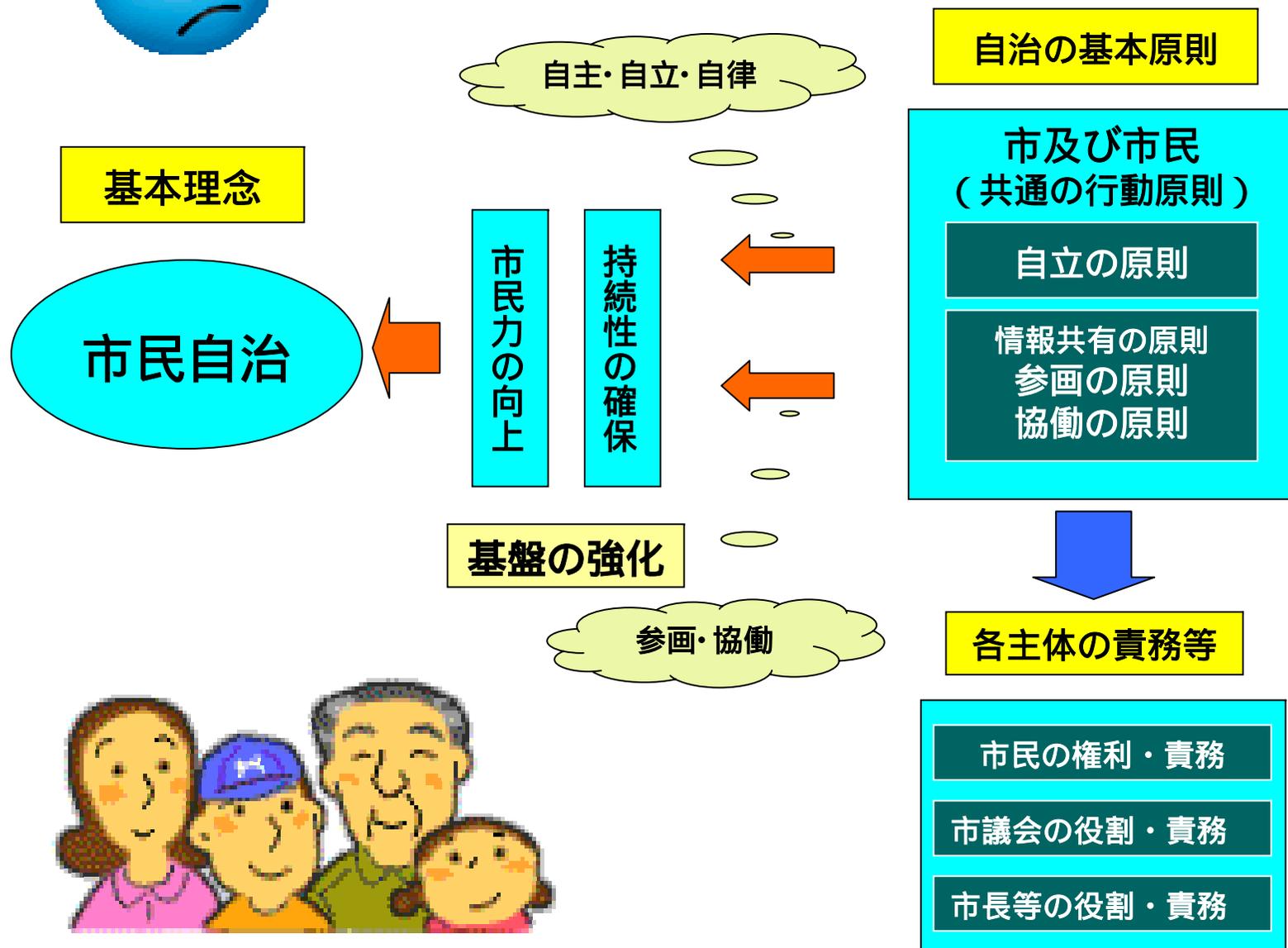


個人でできることは個人で解決する（自助）。
個人でできないときは、地域などがサポートする（共助）。
個人でも、地域でも解決できない問題は、行政が問題解決に
乗り出す（公助）。（ 区 市 県 国 ）





どうやって、市民自治を実現するの？





条例の素案(原案)には どんなことが書いてあるの？



前文

第1章 総則

条例の目的，用語の意味，条例の位置づけ

自治の基本理念（考え方），共通の行動原則

第2章 各主体の責務等

市民の権利
と責務

議会の役割
と責務

市長等の役
割と責務

第3章 市政運営

市政運営の基本原則

市民参画を保障する制度や市民協働推進のしくみ

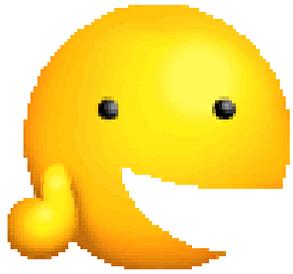
信頼され，公正で効率的な市政を確保するしくみ

第4章 区における住民
自治

区における行政運営（区役所の役割等）

地域協働の推進（住民等の役割，区自治協議会）

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力



市民自治の確立へ……



これからの取り組み

【素案の検討】

- 市民委員会で原案をもとに素案を答申



H19.4以降

条例案の検討



パブリックコメントの実施
区自治協議会から
意見聴取

条例案の上程

H18年

H19年

10月

11月

12月

1月

2月

3月

条例素案の策定

H18.10月 ~ H19.3月

自治基本条例検討市民委員会

*自治基本条例検討市民委員会
H18.10月~H19.3月 (8回)

- 委員構成 (25名以内)
学識者 (7名以内)
区自治協議会準備会委員 (8名)
市民公募委員 (10名以内)

中間報告



PI (意見募集)

答申

適宜市民フォーラムを実施

市報にいがた